



# 備えていますか? 「家財」地震保険のおすすめ

住まい



建物にくらべて家財は半損以上の大きな損害が発生する割合が高くなっています。

## ～東日本大震災における地震保険の支払件数割合～

■ 損害の程度別の支払件数割合 (■:一部損 ■:半損 ■:全損)



上記グラフの通り、半損以上の「支払件数」割合は「建物」が21%なのに対し、「家財」は47%となっており、2.24倍となっています。地震に強い建物だとしても、家具類の転倒落下により「建物」よりも「家財」の方が損害の程度が大きくなる傾向にあります。

※2011年度末時点の全社の支払いデータ (出典)地震保険制度に関するプロジェクトチーム 第2回配布資料  
 ※2016年12月末以前始期契約については、「全損」「半損」「一部損」の3区分で認定していました。

地震保険の保険金は用途を限定していませんので、「建物」「家財」の修理だけでなく、被災後の当面の生活を支えることに活用できます。

ただし、地震保険の保険金額は最大で火災保険の支払限度額(保険金額)の50%の設定となるので、「建物の地震保険」だけでは、生活再建の費用として足りないこともあります。

そこで「家財の地震保険」も契約してしっかり備えましょう。

地震保険では、保険の対象に地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害が起こったときに保険金をお支払いします。

震災の被災者の方からも、「家財の地震保険の保険金」がとても役に立ったという声が数多く寄せられています。



## ～家財の値段は予想以上に高額です～

「地震の被害が大きくなりやすい家財も地震保険を契約しておく」ことで、しっかり準備しておくことができます。

※地震保険の保険金額は最大で火災保険の支払限度額(保険金額)の50%の設定となります。ただし、家財は1,000万円が限度です。

### ■ 持ち家にお住まいの方の一例

※再取得価額(同等のものを新たに購入するのに必要な金額)で算出したものです。

「家財」の値段は予想以上に高額です!

- 【衣類】 546万円
- 【家具】 140万円
- 【家電】 146万円
- 【その他】 304万円
- 計 1,136万円

所有されている家財の金額がご不明な場合は、右表をご参照ください。

### ■ 家財の所有金額の目安

	独身	夫婦のみ	夫婦+子ども (18歳未満)1人	夫婦+子ども (18歳未満)2人
入居イメージ				
専有・占有面積	33㎡未満	33～66㎡未満	66～99㎡未満	99～132㎡未満 132㎡以上
建物所有	580万円	960万円	1,210万円	1,580万円
建物賃貸	350万円	640万円	900万円	1,150万円

動画で check!



## ～地震保険の保険金(家財)のお支払い～

動画で  
**check!**



保険金をできるだけ早く公正に支払えるようにするため、下記のような支払方法としています。

地震保険は火災保険とは異なり、実際の損害額を保険金としてお支払いするものではありません。家財の損害の程度によって**実際の修理費ではなく、地震保険保険金額の一定割合(100%、60%、30%または5%)を保険金としてお支払いします**(「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」にしたがいます)。

損害の程度が「一部損」に至らない場合は保険金は支払われません。

損害の程度	認定の基準*1	お支払いする保険金の額	地震保険の保険金のお支払い例 (地震保険保険金額500万円の場合)
全損	家財全体の時価の 80%以上	地震保険保険金額の <b>100%</b> (時価が限度)	支払保険金 <b>500万円</b>
大半損	家財全体の時価の 60%以上 80%未満	地震保険保険金額の <b>60%</b> (時価の60%が限度)	支払保険金 <b>300万円</b>
小半損	家財全体の時価の 30%以上 60%未満	地震保険保険金額の <b>30%</b> (時価の30%が限度)	支払保険金 <b>150万円</b>
一部損	家財全体の時価の 10%以上 30%未満	地震保険保険金額の <b>5%</b> (時価の5%が限度)	支払保険金 <b>25万円</b>

\*1 認定方法については、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

※時価とは、保険の対象と同等のものを再築または新たに購入するために必要な金額から、使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

※1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が12兆円(2022年4月現在)を超える場合、お支払いする保険金は算出された支払保険金総額に対する12兆円の割合によって削減されることがあります。

※建物の保険金支払方法については、「重要事項説明書」もしくは「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。



### 「家の備え」をチェックしましょう。

「建物」の火災保険を契約しているだけでは、「家財」の損害は補償されません。また、地震保険を契約しないと地震・噴火またはこれらによる津波による損害は補償されません(地震火災費用保険金をお支払いする場合があります)。

### 「建物」「家財」それぞれに漏れなくご契約されていますか？

地震保険は単独で契約できないため、火災保険と地震保険はセットで契約します。そして、「建物」にも、「家財」にも、それぞれに備える必要があります。

※ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または東京海上日動までご請求ください(「ご契約のしおり(約款)」は、ホームページでもご確認いただけます)。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

#### 事故のご連絡・ご相談は

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

**0120-720-110**

受付時間:

24時間365日

ネットでのご連絡はこちら ▶

#### 保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

**0120-691-300**

受付時間: 平日・土日祝 午前9時～午後6時

(年末・年始を除く)

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp